

# 第1章 前提条件の整理

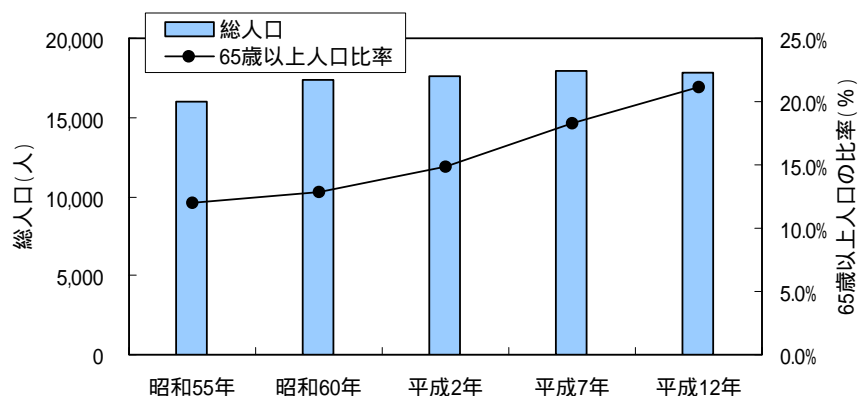
## 1-1 嬉野町の現状

### 1. 総人口及び65歳以上人口の推移

嬉野町の総人口は、平成7年まで緩やかに増加した後、平成7年から平成12年にかけて若干減少し、平成12年10月1日現在で17,884人です。その一方で、65歳以上の人口は増加を続けています。平成12年において65歳以上人口が総人口に占める比率は21.2%であり、全国平均17.3%よりも高く、高齢化が進行している状況にあります。

総人口及び65歳以上人口の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口(人)	15,994	17,329	17,611	17,903	17,884
65歳以上人口(人)	1,916	2,233	2,623	3,271	3,791
比率(%)	12.0	12.9	14.9	18.3	21.2



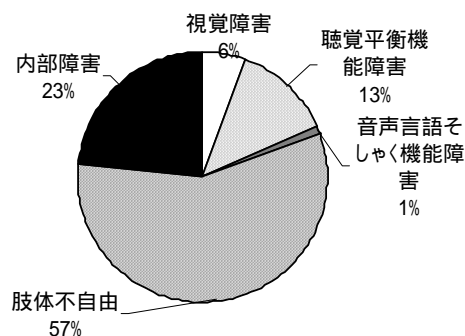
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### 2. 身体障害者数

身体障害者手帳所持者数は平成16年2月9日現在で676人であり、年々増加する傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数

	H16.2.9現在(人)
総数	676
視覚障害	38
聴覚平衡機能障害	85
音声言語そしゃく機能障害	8
肢体不自由	388
内部障害	157



資料：町民福祉課

### 3. 交通

#### (1) 道路

嬉野町の市街地中心から西へ約 2km の位置を伊勢自動車道が南北に縦断し、一志嬉野インターチェンジが設置されています。また、伊勢湾岸には国道 23 号が配置され、津市、松阪市内から各国道が枝分かれしています。現在、町東端を走る国道 23 号の中勢バイパスの整備が進められているところです。

町内の道路網は県道 11 路線を中心に構成されています。平野部においては、近鉄中川駅を中心に、(主)嬉野美杉線を東西方向の、(主)松阪久居線を南北方向の軸として、格子状の道路網を形成しています。これらのなかで、(主)松阪久居線、(一)嬉野津線といった路線で 12 時間交通量が多くなっています。

平日 12 時間交通量

番号	路線名	観測地点	平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年
	嬉野津線	嬉野町新屋庄	4,752	3,869	4,721
	白山小津線	嬉野町津屋城	4,175	4,780	5,082
	松阪久居線	嬉野町黒野	3,509	3,294	3,393
	白山小津線	嬉野町島田	2,059	2,610	2,610
	嬉野美杉線	嬉野町宮野	716	904	815
	松阪一志線	一志町片野	6,176	6,008	5,566
	松阪久居線	久居市元町	10,371	12,123	13,040

資料：道路交通センサス

番号は 10 頁の図に対応

#### (2) 公共交通

鉄道は、町の北東部を近鉄、JR の各線が通っており、町内には近鉄中川駅・中原駅、JR 権現前駅の 3 駅があります。これらの鉄道は通勤・通学的手段であり、広域的な幹線交通となっています。特に近鉄中川駅は近鉄名古屋線、大阪線、山田線の 3 路線が集結し、名古屋方面、大阪方面、伊勢方面を結ぶ重要な位置にあります。1 日あたりの乗車人員は近年横ばいの状態にあり、平成 13 年度では中川駅 3,291 人、中原駅 363 人となっています。JR 名松線の権現前駅は主に通学に利用されていますが、利用状態は低くなっています。

バス路線については、三重交通により運行されていますが、中川駅と小原地区の間を 1 日 1~2 往復している程度であり、主に小・中学生の利用に限られているのが現状です。

近鉄各駅における 1 日あたり乗車人員の推移

	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年
中川駅	3,645	3,420	3,292	3,274	3,298	3,291
中原駅	415	396	404	404	392	363

資料：三重県

図 広域交通体系図





## 1 - 2 上位関連計画等

### 1. 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例(平成11年3月19日公布)

三重県では、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に向け、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」が施行されています。

以下に条例の理念、目的、県・事業者・県民の責務、構成を整理します。

#### (1) 条例の理念

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野における人々の自由な参加を拒んでいる様々な障壁をなくし、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリーのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

#### (2) 条例の目的

この条例は、バリアフリーのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、バリアフリーのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (3) 責務

県	<p>県は、市町村との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、バリアフリーのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。</p>
事業者	<p>事業者は、県が実施するバリアフリーのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。</p>
県民	<p>県民は、バリアフリーのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するバリアフリーのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>県民は、障害者、高齢者等が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。</p>

## (4) 条例の構成

---

### 前 文

---

#### 第 1 章 総則

- 第 1 条 (目的)
  - 第 2 条 (定義)
  - 第 3 条 (県の責務)
  - 第 4 条 : 削除
  - 第 5 条 (事業者の責務)
  - 第 6 条 (県民の責務)
- 

#### 第 2 章 バリアフリーのまちづくりの基本方針等

- 第 7 条 (基本方針)
  - 第 8 条 (バリアフリーのまちづくり推進計画の策定等)
  - 第 9 条 (三重県バリアフリーのまちづくり推進協議会)
- 

#### 第 3 章 バリアフリーのまちづくりに関する施策

- 第 10 条 (啓発及び情報の提供)
  - 第 11 条 (教育の充実等)
  - 第 12 条 (ボランティア活動等の促進)
  - 第 13 条 (安全な生活の確保)
  - 第 14 条 (人材の育成等)
  - 第 15 条 (福祉用具等に関する研究開発等)
  - 第 16 条 (情報の利用等)
- 

#### 第 4 章 公共的施設等の整備

- 第 1 節 公共的施設の整備
    - 第 17 条 (整備基準)
    - 第 18 条 (整備基準の遵守)
    - 第 19 条 (適合証の交付)
    - 第 20 条 (維持保全)
  - 第 2 節 特定施設の整備
    - 第 21 条 (事前協議)
    - 第 22 条 (工事完了の届出)
    - 第 23 条 (完了検査)
    - 第 24 条 (勧告)
    - 第 25 条 (公表)
    - 第 26 条 (報告の徴収及び立入調査)
  - 第 3 節 公共車両等の整備等
    - 第 27 条 (公共車両等の整備)
    - 第 28 条 (公共工作物の整備)
    - 第 29 条 (住宅の整備)
- 

#### 第 5 章 雑則

- 第 30 条 (国等に関する特例)
  - 第 31 条 (委任)
- 

### 附 則

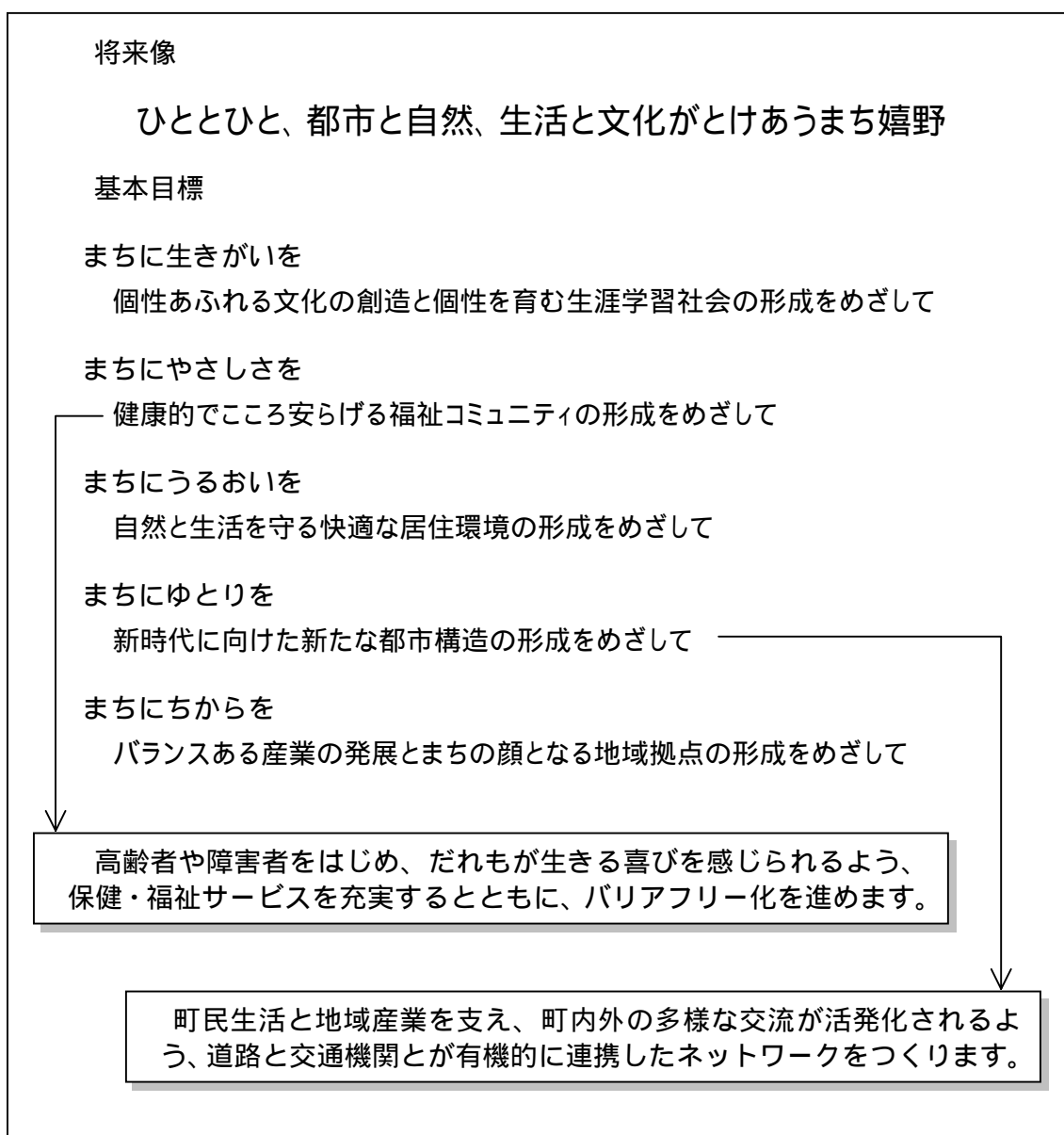
---

## 2. 第4次嬉野町総合計画

### (1) 基本構想（初年度：平成29年度、目標年度：平成38年度）

平成38年度を目標年度とする第4次嬉野町総合計画基本構想においては、将来像を「ひととひと、都市と自然、生活と文化がとけあうまち嬉野」と定め、以下のような5つの柱からなる基本目標を掲げています。

このなかで、「健康的でこころ安らげる福祉コミュニティの形成」のため、バリアフリー化を進めることとしています。また、「新時代に向けた新たな都市構造の形成」のため、道路と交通機関とが有機的に連携したネットワークをつくることとしています。



(2) 後期基本計画（初年度：平成 14 年度、目標年度：平成 18 年度）

第 4 次嬉野町総合計画後期基本計画から、バリアフリーに関連する施策とその内容を抜粋して整理します。

施策	内容
障がい者にやさしいまちづくりの推進	<p>道路、交通安全施設などの公共的施設や多くの人々が利用する建築物等のバリアフリー化を進め、障がい者をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>交通バリアフリー基本構想を策定します。</p>
道路交通環境の整備	<p>歩車道の分離を促進するとともに、信号機、横断歩道、道路標識、防護柵、カーブミラーなど交通安全施設の整備を推進します。</p> <p>高齢者や障害者をはじめすべての人の安全な通行を確保するため、道路の段差の解消、交差点改良などを進めます。</p> <p>児童・生徒の通学路を見直し、歩道、自転車専用道路などの設置を推進します。</p> <p>違法駐車、青空駐車などの指導取締りを関係機関に要請し、安全で快適な都市環境の確保に努めます。</p> <p>各自治会から交通安全施設の設置要望を的確に受けとめ整備を促進します。</p>
すべての人にやさしい道づくりの推進	<p>通学路や公共施設周辺を中心に、歩道の設置を推進するとともに、歩道の拡幅や段差の解消に努めます。</p> <p>歩行者、自転車専用道の整備を進め、町内のネットワーク化を図ります。</p> <p>ポケットパークなどを整備し、町民の憩いの場、コミュニケーションの場づくりに努めます。</p> <p>個性的なサインや案内板などを設置し、嬉野町らしさを演出します。</p> <p>道路の緑化や花壇の設置などを行い、道路空間にうるおいを創出します。</p> <p>道路愛護思想を啓発し、道路の清掃などを促します。</p> <p>ユニバーサルデザインに基づく交通バリアフリー基本構想を策定します。</p>
人と自然にやさしい交通環境づくり	<p>駅、バス停留所および列車、バスにおけるバリアフリー化を促進します。地下駅となる伊勢中川駅にはエレベーターやエスカレーターを設置します。</p> <p>駅およびバス停留所への駐輪場の設置を検討します。</p>
だれもが住みよいまちづくり	<p>交通バリアフリー構想の策定を行い、公共施設へのバリアフリー化を徹底するとともに、個別の住宅や商店などに対しても、バリアフリー化に関する指導を進めます。</p> <p>歩行空間には、情報案内板やベンチなどを設置し、人々への情報提供や休息・憩いの場の提供を行い、快適で人にやさしい空間を創出します。</p> <p>様々な人が集まる駅前広場などには、総合案内板や音声誘導システムなどを設置し、快適で人にやさしい空間を創出します。</p>



### 3. 嬉野町都市計画マスタープラン(平成9年3月)

#### (1) 将来都市像

ひとつひとつ、都市と自然、生活と文化がとけあうまち「嬉野」

生活の利便（サービス、アメニティ、etc・・・）を手軽に受けることのできるコンパクトなまち  
中村川を中心としたまちづくり

#### (2) まちづくりの目標

利便性の高い暮らしの場の創出  
まちに誇りを持てる暮らしの場の創出  
活力ある暮らしの場の創出  
歴史・自然と生きる暮らしの場の創出

#### (3) 土地利用構想（中川駅周辺から町役場周辺にかけての地域について抜粋）

##### 住宅地

##### 中低層住宅地

住宅のほか、日常利用する小規模な店舗施設などを計画的に誘導する一方で、都市施設整備、基盤整備を促進することにより、生活利便性の高い良好な居住環境の形成を図る。

また、伊勢中川駅東部においては、現在施行中である土地区画整理事業に併せマンションなど集合住宅を配置して、伊勢中川駅に近接する利便性の高さを活かした土地の高度利用を図る。ここでは、駅西側の中心商業空間と併せて、都心居住の場・都市活動の中心地としての位置づけを行うほか、オープンスペースを確保し、周辺のゆとりある環境との整合を図っていく。

##### 商業・業務地

##### 中心商業地

本町の都市活動の拠点として、広域的な需要が最も高く、本町の顔となる伊勢中川駅を中心とする地区を位置づける。特に、商業・業務の中心地としては駅西側の近鉄山田線と(都)算所宮古線の間を位置づけ、現在施行中である土地区画整理事業と併せて、大規模店舗を中心とした中心商業地を配置する。

ここでは高い商業・業務集積により、商圈の拡大、購買流出の抑制・地元購買率の向上を図り、まちの活性化、顔づくりに努める。

また、単なる商業活動の場としてではなく、人の集まる場として、オープンスペースを確保し、買い物客や駅利用者が憩える時間消費型の商業空間づくりに努める。

### 近隣商業地

伊勢中川駅東側、および(都)算所宮古線の西側において、町内住民の日常生活上の買い物を対象とした近隣商業地を配置する。

また、JR 名松線沿線の町役場付近では、現在、近隣商業地域が指定されており、この部分とグリーンロードの沿道の一部を近隣商業地として位置づける。ここでは、町役場を中心とする公的施設の集積強化に伴い、公的なサービスと併せて、日常の買い物利便に対応したサービスを提供できる空間づくりを図る。

### 沿道サービス地

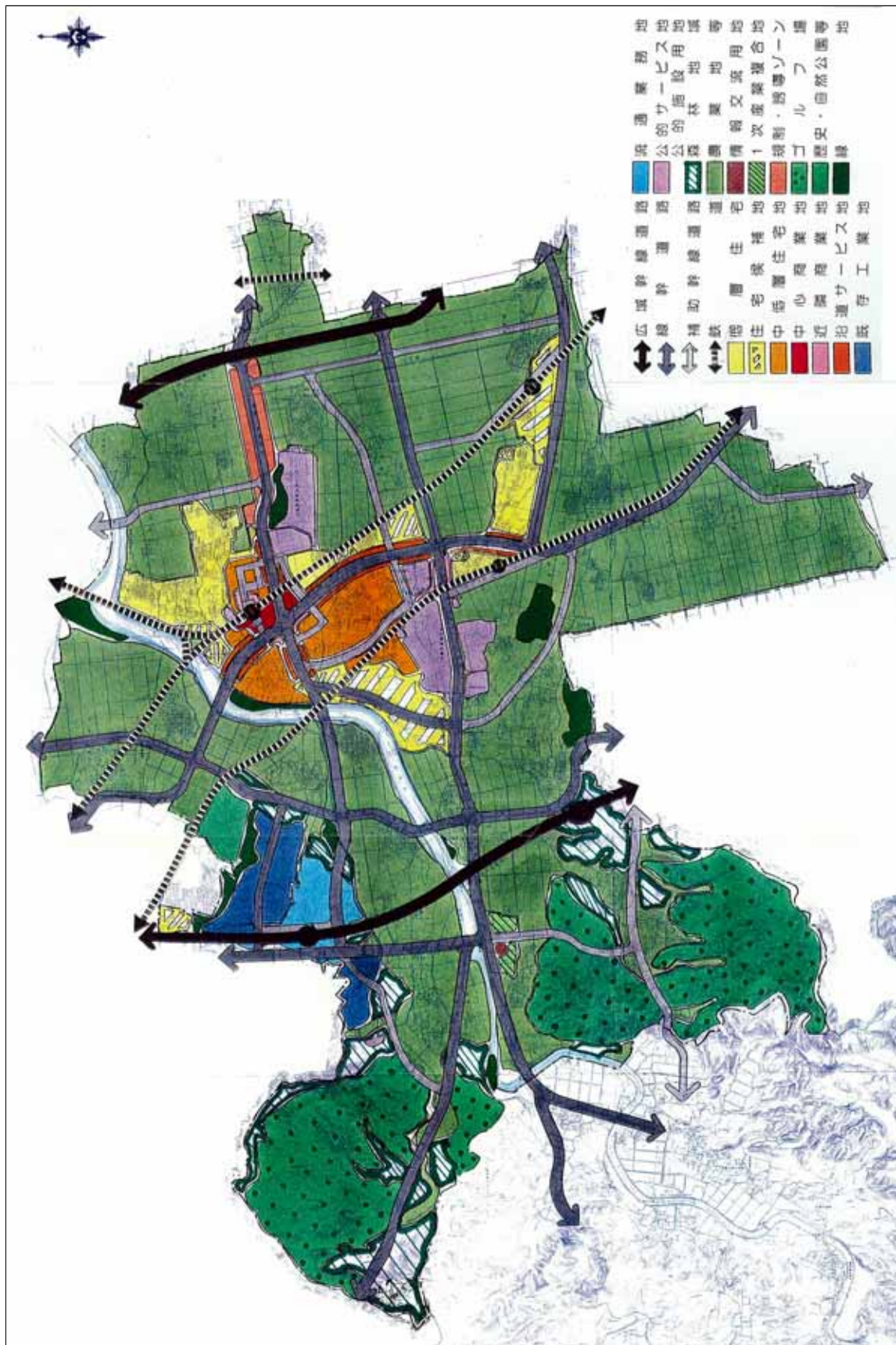
(都)算所宮古線の中川駅周辺から現在の町役場が位置する区間については、中心商業地・業務拠点と公共公益施設拠点を結ぶ動線であり、シンボル軸として位置づける。このシンボル軸の沿道部分を沿道サービス地として位置づけ、駐車場を持った店舗施設やロードサイドサービス施設を配置し、都市計画道路の整備と併せてシンボル軸にふさわしい修景整備を行っていく。

また、(都)下之庄小村線は中勢バイパスのアクセス路線であり、中勢バイパスの整備実現に伴い、その沿道ポテンシャルが高くなることが予想される。したがって、(都)下之庄小村線の沿道について沿道サービス地を位置づけ、車利用に対応した店舗・サービス施設の立地を図っていく。

### 公的サービス地

現在の町役場周辺については、既存集積をもとにした公的サービス地を位置づける。今後町内で計画する公的な施設は、できるだけこの場所に立地を誘導していくものとし、隣接する近隣商業地と併せて、暮らしの利便性を支援する拠点としての活用を図る。

<土地利用構想図>



#### 4. 一志郡広域的障害者計画(平成 15 年 3 月)

##### (1) 計画の基本目標

ともに生き、生きがい豊かに生活できる社会をめざして

##### (2) 計画の重点課題

###### 健康づくりと、障害発症の予防

障害のある人が、適切な保健サービスや、医療、リハビリテーション等を利用できるようにするとともに、障害の原因となる疾病等を予防する保険事業の充実を図ります。また、精神障害の発症を予防するために、精神保健福祉への取り組みを充実し、心の健康づくりを図ります。

###### 障害者(児)の社会参加と自己実現

療育・教育の充実等を通じて、障害者が自らの能力や個性を発揮できる基礎づくりを進めます。そして、生涯学習などの様々な活動や、就労等を通じて、障害者(児)が社会参加し、自己実現を図ることで、いきいきと活動できる場づくりを支援していきます。

###### 障害者(児)の自立に向けた日常生活への支援

福祉サービス等の在宅での介助や、入所施設やグループホーム等の施設での生活など、様々な支援を要する障害者のニーズに応じた支援体制を確保していきます。同時に、障害者と行政、地域住民とのコミュニケーションを促進し、地域における助け合いの意識を浸透させるなど、障害者が地域で自立して生活できる環境づくりをめざしていきます。

###### あらゆるバリアの解消

障害者の人権を侵害する偏見や差別意識などの心のバリアや、障害者の生活を制約する、建物や道路、歩行空間等における段差の解消(バリアフリー)など、社会のあらゆるバリアの解消をめざしていきます。